

## 「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」設置要領

## 第1 趣旨

今般の「牛ミンチ」事案の発生等により、一般消費者の食品業界及び表示に対する不安感、不信感が高まりつつある。

こうした状況を踏まえ、一般消費者の食品業界及び表示に対する信頼を向上させるため、食品の業者間の取引について、JAS法の品質表示義務の適用の可能性を含め、表示のあり方を幅広く検討することを目的として、農林水産省消費・安全局長の私的検討会として、総合食料局、生産局等関係局の協力を得て、「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」(以下「検討会」という。)を開催することとする。

## 第2 検討事項

別紙1のとおり。

## 第3 構成

検討会は、別紙2に掲げる者をもって構成する。

## 第4 座長

- 1 検討会には、座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、検討会を統括する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代理する。

## 第5 運営

- 1 検討会の運営については、次のとおりとする。
  - (1) 検討会は公開とする。
  - (2) 検討会の資料は、検討会終了後、ホームページ等により公表する。
  - (3) 検討会の議事概要については、会議の終了後、委員の確認を得た上で、ホームページに公表するものとする。
- 2 1にかかわらず、個人の権利、利益を害するおそれのある場合、企業秘密に触れることになる場合等検討会が必要と判断したときは、検討会を非公開とし、検討会資料を非公表とすることができる。

## 第6 その他

- 1 検討会では、調査審議の必要に応じ、専門家等の意見を聞くことが出来る。
- 2 検討会の庶務は、消費・安全局表示・規格課において行う。

## 検討事項

- 1．業者間取引における正確な情報伝達のあり方
- 2．JAS法に基づく品質表示のあり方  
(業者間取引への適用の可能性、監視体制、罰則などの担保方策等)
- 3．食品表示の指導・監視のあり方
- 4．食品表示の信頼性向上のための企業の実践について
- 5．その他

(別紙2)

## 食品の業者間取引の表示のあり方検討会委員名簿

【H19.7 現在】

おおき 大木	みちこ 美智子	消費科学連合会 会長
おきたに 沖谷	あきひろ 明紘	日本獣医生命科学大学 名誉教授
ごみ 五味	ゆうこ 祐子	国広総合法律事務所 弁護士
つちや 土屋	つねじ 恒次	(社)日本食肉加工協会 専務理事
つちや 土谷	みつこ 美津子	イオン(株) 執行役グループお客さま担当
てんみょう 天明	ひでゆき 英之	味の素(株) コーポレート品質保証部 部長
なかむら 中村	やすひこ 靖彦	東京農業大学 客員教授
なめかわ 滑川	えりこ 恵理子	(株)サンケイリビング新聞社 編集企画部長
にいやま 新山	ようこ 陽子	京都大学大学院 教授
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 副会長
よこた 横田	のぼる 昇	国分株式会社 開発商品部品質管理センター課長

(五十音順、敬称略)

：座長、 ：座長代理